一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を 改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

## 岩手県人事委員会規則第19号

- 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一 部を改正する規則
- 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成18年岩手県人事委員会規則第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、	第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、
それぞれ当該各号に定めるところによる。	それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)~(7) [略]	(1)~(7) [略]
(8) 復職時調整 初任給等規則第43条、職員の育児休業等	(8) 復職時調整 初任給等規則第43条、職員の育児休業等
に関する条例(平成4年岩手県条例第7号。以下「育児休	に関する条例(平成4年岩手県条例第7号。以下「育児休
業条例」という。) 第8条、公益的法人等派遣条例第6条	業条例」という。)第8条、公益的法人等派遣条例第6条
又は職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年岩手県	<u>、</u> 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年岩手県条
条例第65号)第10条の規定による号給の調整をいう。	例第65号)第10条又は職員の配偶者同行休業に関する条例
	<u>(平成26年岩手県条例第13号)第10条</u> の規定による号給の
	調整をいう。
(9) [略]	(9) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。